	第6期横浜市子ども・子育て会議 第8回保育・教育部会
	第 34 期横浜市児童福祉審議会 第 9 回保育部会 合同部会 公開議事会議録
日時	令和6年3月27日(水)18時00分~20時55分
開催場所	
出席者	石井部会長、山瀬副部会長、倉根委員、清水委員、天明委員、尾木委員、斉田委員、大
<i>5</i>	澤委員、森委員
知	大庭委員 公開(一部非公開)
議題	
成 思	議事<公開案件>
	【子ども・子育て会議】
	(1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
	(2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施
	(案) について
	報告<公開案件>
	【児童福祉審議会】
	(3) 令和7年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について
	議事<非公開案件>
	【子ども・子育て会議】
	(4) 私立幼稚園等預かり保育事業の認定先の審査について
	(5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
	(6) 幼保連携型認定こども園の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について
	(7) 幼保連携型認定こども園の認可及び建設費等補助金交付先法人の審査について
	【児童福祉審議会】
	 (8)横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について
	 (9)保育所の認可及び内装整備費補助金交付先法人の審査について
	(10) 既存施設連携型1・2歳児園に係る小規模保育事業の認可及び整備費補助金交
	付先法人の審査について
	(11) 横浜保育室の設置者変更及び移行に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の
	審査について
	(12) 民間保育所等老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について
	(13) 認可保育所及び家庭的保育事業の設置者変更に伴う認可について
	(10) 即可体育用及U:亦座町体育事素V)取但省多类(C)计丿前明(C) ブ()
1	

(1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について

議事

石井部会長

議事1「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について」、事務 局から説明をお願いします。

事務局

資料に沿って説明。

石井部会長

それでは、ただいまの事務局の説明について質問や意見がございま したらお願いいたします。

天明委員

ありがとうございます。国が大きく変わる中、大変な仕事だと思い、 すばらしい、頑張っているなと感じます。誰が読むかにもよりますが、 文字が多いですよね。ウェルビーイングやこどもまんなかを子どもた ちに伝えていくやりかたなど、アンケートのときもすごく大変だとは 思ったのですが、ウェルビーイングをどうやって子どもに伝えていく かが課題だと思っているので、大変だと思います。これは質問という よりエールです。頑張ってください。

清水委員

御説明ありがとうございます。幼稚園の立場で子どもたちを見ていると、やっぱりお父さん、お母さんは絶対必要だなというのを強く感じます。乳児で入ってきたときに、お父さん、お母さんと離れるのは寂しいと言って泣いていたのが、紆余曲折あって卒園するときには、先生やお友達と別れるのがつらいと言って泣いて卒園していく。そこで、子どもたちがそうやってウェルビーイングを目指してしっかり育っていくには、家庭とか保護者の協力や、園への理解というのも大切だと思います。幼稚園としては保護者と一緒に両輪でやっていくよねというようなお話もさせてもらうので、何かどこかにそういうコメントが入るとうれしいなと思いました。

山瀬委員

御説明ありがとうございます。今、清水先生のおっしゃった園の先生方と保護者が一緒になって取り組むというところでいくと、重点取組の2つ目に、「子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組」の「保護者が時間的、精神的なゆとりを持って子どもに向き合う」とあるのですが、この精神的、時間的ゆとりが子どもじゃないところに向けられるのではなくて、精神的なゆとりとか時間的なゆとりが、ちゃんと子どもの関わりになるというようなゆとりになっていくためには、さっき清水先生がおっしゃったように、園の先生方と、一緒に関わって、一緒に育てていく、預けっ放しとかではなくて、ちゃんと時間的ゆとりを持って関わるということが大切だということが保護者も実感できるような学びの場といいますか、園の先生方との関わりの中で、そういうことに気づいていけるような取組や関わりができるような場所というのも必要になるのかなと思いましたので、そういった視点でも御検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

尾木委員

16ページのキーワードのなかでちょっと気になったのが、「個人としての尊重」とありますが、「個人の尊重」でいいのではないでしょうか。恐らく言いたいことは同じだと思うので、個人の尊重で良いのではないかということと、「権利の擁護」と「基本的人権の保障」の違いについて、もう少しはっきり分かるような表現のほうがいいかと思ったことと、「最善の利益」も誰の最善の利益かをはっきり書いたほうが良いと思うので、ここは「子どもの」をつけるべきだと思います。あともう一つ、17ページの④なんですけれども、これは今期の計画もこのようになっていたようですが、「子どもの内在する力を」とあるので、「子どもに内在する力を」というほうが文法的にすらっと入ってくるなと思いました。

石井部会長 事務局 石井部会長 大澤委員 文言の訂正などは大丈夫でしょうか。

いただいた御意見を踏まえて検討いたします。

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございました。基本施策3と4の幼児期から学童期への 円滑な接続や、それから学童期から青年期までのというところで、本 当に横浜市は先進的な取組をたくさんされているので、これもエール です。これからますます発展させていただきたいなというふうに願っ ています。また、幼保小の接続の架け橋プログラムのモデルも実施さ れているところも期待するところでございます。そこが検討にあたっ ての主なキーワードの中に入ってきていない、せっかくとてもたくさ ん取り組んでいらっしゃるのに見えてきていないので、学びの連続性 などが入ってもいいのかなと思いました。ありがとうございます。

斉田委員

今もございましたキーワードのところですけれども、私の立場から申し上げると、ここにジェンダー主流化などジェンダーの視点を入れていく視点が必要なのかなと思います。女の子らしさとか、男の子らしさとか、いわゆる固定的な性別役割意識というのが、生育の過程の中で、家庭とか地域とか学校の中で自然に身につけさせられるという部分が実際にありますので、子どもの生育の過程の中に、そういうジェンダー主流化という視点が組み込まれていくことが必要になってくるのかなと思いますので、なかなか難しいかなとは思いますけれども、御検討いただけたらありがたいです。

石井部会長

ちょっと余計なことかもしれないですけれども、僕は重点取組①と②はすごく大事なことだと思っているのですが、大きく旗印として①と②を出しているのに、基本施策のところだと、どこにそれがどう該当しているのかというのがちょっと見えづらい構造になっているのかなと思ったので、重点取組①がこれとこれだということがちゃんと見えると、もうちょっといいのかなと思いました。

事務局

今回は骨子案ということで、本日は部会の皆様には、このような重 点取組を置くことを検討している状況を御説明させていただいて、ど のようなものが位置づけられるかをお示しできていない状態です。考 え方としましては、基本施策1から9について、今後、皆様とも議論 し、まとめていく中で、今申し上げた2つの重点に資するものを抜き 出し、重点取組という位置づけを持たせる予定ですので、素案のタイ ミング等ではしっかり御確認をいただけるように進めてまいります。

石井部会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今後も検討する機会はあると思いますが、大丈夫でしょうか。それでは、今後の素案策定に向けて反映と御検討いただければと思います。ありがとうございました。

(2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施 (案) について

石井部会長

それでは、次に、議事2「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料に沿って説明。

石井部会長

ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明について意見や質問がございましたらお願いいたします。

森委員

御説明ありがとうございました。子どもの意見を聞く取組ということで、すばらしいなと思うのですけれども、障害児の場合、特に話せない子どもも多数おりますので、障害児の思いというのがどうしても保護者のニーズに寄ってしまうという傾向があります。特に中学生、高校生になっても預けっ放しといった現実もありますので、ここの障害児本人へのヒアリングの方法等、何かお考えになっているものがあったら教えていただきたいです。

事務局

まだ、しっかりとした方針ができていないところがあります。気安 く始めてはいけないという思いもあり、進め方については、森委員を はじめ、団体の皆様とも御相談させていただきながらと思っています ので、また御相談できればと思います。

清水委員

御説明ありがとうございます。現場の先生たちへのアンケートについて、取り組んでいただいて大変ありがたく思っています。言い訳になっちゃうかもしれないですけれども、そんなに回答率良くないだろうなというのが正直なところです。日々忙しくしている中で、これをやってねと言っても、なかなか浸透しないというのはありますけれども、継続的にと言っていただけたので、子ども・子育て支援として、半分は子どものためにあるものと私は思っているので、そちらに少し

天明委員

でも進んだらうれしいなと思います。ありがとうございます。

ありがとうございます。この評価をするのがとても大変だなと思います。私たちも全部見られるわけじゃないとちょっと思っていたので、いろいろ絞ろうとするのは、それはそれでやってみる価値はあるのかなとまずは思っています。ただ、年間を通して、市民が市に何か言えるシステムがあって、その意見もこういうところに反映できるといいかなと思います。意見に対して調査しますよというスタンスばかりではないという窓口も開けておくといいかなと思いましたので、御検討ください。

石井部会長

従来から、大庭委員などからよくやっているのに何でB評価なのか といった話はよくいただいていたので、そういう質的なところも認め られるような、プラス面を取り上げられるような仕組みになったらい いのかなと思いました。ありがとうございました。

それでは、本部会で出された意見を踏まえて、新たな点検・評価の 御検討をお願いいたします。

(3) 令和7年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

石井部会長

それでは、続きまして、報告3「令和7年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料に沿って説明。

石井部会長

ありがとうございます。ただいまの説明について質問や御意見ありましたらお願いいたします。

就学について、多分、この要件を使うのは大学院生の人とかが多い と思うのですが、例えば保育実習とか、大学の課題、論文を書くな ど、そういう授業時間に見えないようなことも反映してもらえるので しょうか。

事務局

例えば実習などのカリキュラムに見えないようなものについても、 保護者の方にタイムスケジュールを出してもらうなど、保護者の方の 実態に合わせたような形でできるようにしております。

石井部会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

天明委員

よく分かっていなくて申し訳ないです。ランクの要件を月単位に変えるとのことですが、月単位で保育所と契約するということになるのでしょうか。また、就学の場合は初年度に実績がないので、2年目からの利用になりますか。

石井部会長

これは過去3か月分の就労証明書を書いてもらうということですよね。

事務局

就労証明書とか証明書に関しては、基本的に提出していただいたものでランクをつけて、そのランクが高い方から入所を決めていくというような形になっています。状態が継続すれば、そのままずっと保育園は継続して利用することができます。また、実績を見るというわけではありませんので、就学の場合は、学校に入るという時点でその予定を出していただければ、就学ランクでつけています。

天明委員

失礼いたしました。

清水委員

ここの3つ目の(2)の改正(案)について、現行もそうですけれども、父・母という表現を使う理由があるのでしょうか。また、ちょっと話はずれてしまうかもしれないですが、利用調整はとても大変だと思いますけれども、子どもは今どんどん減っていっているなか、保育所や小規模などもつくっているので、それがどこかで利用調整がなくなる時代は来るのでしょうか。

事務局

ありがとうございます。まず、「父・母が保育できない理由、状況」というところですが、例えば父、母どちらかだけが就労しているのではなく、両方に漏れなく保育が必要な条件が該当していなければいけないという意味で、「父・母ともに保育ができない理由、状況」というふうになっています。ひとり親とか、その御家庭の状況にもよりますけれども、どちらも両方ですよという意味での記載になります。また、利用調整ですけれども、現状、まだまだ待っていただいているお子さんがいるということと、利用調整の効果として、保育の必要性の高い方から入所先を御希望の施設を利用できるというところもありますので、当面、施設の希望を書いていただいて、保育の利用の必要性の高い方から入所先を決めていくというスタイルは継続していくかなと思っております。

石井部会長

今、清水委員が聞きたかったのは、父、母じゃない場合があるということも含んでいるのではないでしょうか。

事務局

そうですね。確かに、父、母じゃない場合も、例えば祖父母が保護者にあたることもありますので、分かりやすくて、いろんなパターンを含められるような表現があるかないか、検討してみたいと思います。御意見ありがとうございます。

石井部会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

ここで公開案件が終了になるので、一旦、事務局にお戻しいたします。